

第2章 災害予防計画

第1節 市・市民・事業所の防災活動推進計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 防災組織の整備	各部、防災関係機関
2 自主防災組織の結成促進及び育成・強化	総務部、健康福祉部、印西地区消防組合
3 事業所防災体制の強化	総務部、印西地区消防組合
4 防災訓練の充実	各部、印西地区消防組合、印旛利根川水防事務組合
5 防災教育、防災広報の充実	総務部、教育部、印西地区消防組合
6 ボランティア活動環境の整備	健康福祉部、印西市社会福祉協議会

1 防災組織の整備

(1) 市各部

市は、災害発生時の応急対策活動が迅速かつ的確に行えるように、担当部において対策の方針、目標、手順等について、関係する庁内各部、関係機関等と協議、調整を行い、対策マニュアルの作成・修正を行う。

特に年度当初の人事異動の際には、各担当課における指揮責任者及び役割分担等の見直しを行うとともに、周知を図る。

(2) 市職員

市は、災害発生時または災害発生のおそれがあるとき、本計画に基づき職員が速やかに所定の活動が実施できるように、日常より災害時の参集場所や災害個別対策マニュアルに記載された自らの役割を確認する。

(3) 市施設

市は、市が所管する各施設においては、施設管理者が職員の非常参集、利用者等の避難体制を確立するなどの事前準備を行うとともに、拠点機能が被災し機能しなくなった場合も考慮した行動計画を作成する。

また、小・中学校については、学校の立地条件を考慮したうえで災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法等につき明確に計画を立てておく。

- 1) 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図ること。
- 2) 施設利用者等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者等の連絡方法を検討する。
- 3) 印西警察署、消防機関及び保護者等への連絡網を確立する。
- 4) 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

(4) 関係機関

市は、防災関係機関との緊密な連携のもとに、災害対策を的確かつ効果的に実施できるよう体制の整備に努める。また、国・県とは情報連絡員の派遣等による連携体制を整備する。

(5) 他自治体との協定

市は、大規模災害が発生した場合に備え、市のみでは十分な応急対策を実施することがで

きないことも想定されるため、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」を締結しているが、食料、生活必需品、資機材の提供、または職員の派遣などについて、同一の災害で被災しない遠隔地の自治体との相互応援協定の締結に努める。

(6) 男女の共同参画

市は、自主防災組織の結成等においては、男女双方の視点が反映できる組織体制の構築を促す。

(7) 事業継続体制の構築（BCP体制の構築）

災害時においても行政体としての重要業務を継続することができる事業継続計画（BCP）を策定し、事業継続に必要な体制を整備する。

2 自主防災組織の結成促進及び育成・強化

(1) 自主防災組織の結成促進及び育成・強化

1) 自主防災組織の結成促進

災害対策は、防災機関のみで対処することは困難であるため、自主的な防災活動として市民自らが初期消火、救出・救護、避難誘導等を行うことが必要である。そのため、市は、自主防災組織の結成を促進する。

〈自主防災組織の結成数〉

自主防災組織結成数：90 組織	加入世帯数：28,231 戸 (市内総世帯数：36,520 戸)
自主防災組織活動カバー率（組織されている地域の世帯数／市内総世帯数）：77.3% (平成27年11月末日現在)	

2) 自主防災組織の育成

十分な活動ができるよう防災知識の普及、自主防災組織の訓練への指導・助言を行うとともに、日頃から地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験・能力を活用するなど、防災行動力の向上を図る。

また、自主防災組織のリーダーを対象とした研修会等への参加を促し、対応能力の向上を図る。

3) 活動支援

「印西市自主防災組織助成要綱」（平成6年告示第42号）に基づき、自主防災組織に対し資機材譲与と助成金の交付を行い、活動支援を行う。

〈自主防災組織の活動〉

平常時	① 防災に関する知識の普及及び出火防止の徹底 ② 初期消火、避難、救出救護等各種訓練の実施 ③ 消火用資機材、応急手当用医薬品、救助用資機材、防災資機材等の備蓄及び保守管理 ④ 地域を知るため、地域内の避難場所・避難路、地域の危険箇所等の把握及び防災マップの作成 ⑤ 要配慮者の支援と把握
発災時	① 出火防止及び初期消火の実施

	② 地域内の被害状況等の情報収集、地域住民に対する避難勧告等の伝達、防災関係機関への連絡及び要請 ③ 救出救護の実施及び協力 ④ 集団避難の実施 ⑤ 炊出しや救助物資の配布に対する協力 ⑥ 要配慮者支援
--	---

4) 地区防災計画策定への支援

地区防災計画とは、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画のことである。

自主防災組織等は、地域の防災活動等を取りまとめた地区防災計画を作成し、防災会議に提案することができる。

市は、「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月、内閣府）等の資料を自主防災組織等に提供し、地区防災計画が作成できるよう支援するとともに、自主防災組織等から提案があった場合、防災会議で審議し地域防災計画に位置づける。

(2) 避難行動要支援者の支援体制の充実

市は、災害時において、地域の避難行動要支援者に対する情報の伝達や避難支援が円滑に行われるよう「印西市災害時等要援護者避難支援計画」（平成23年3月）に基づき、自主防災組織等、市民の連携による支援体制の充実を図る。

3 事業所防災体制の強化

(1) 防火・防災管理体制の強化

学校、大規模店舗等多数の人が出入りする施設について、施設所有者・管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっており、印西地区消防組合は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、大規模高層建築物等の防災体制については、消防法第8条の2の5の規定により自衛消防組織の設置と防災管理者の選任が義務付けられ、火災以外の災害に対応した消防計画の作成と、発災時には、事業所の共同防災管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

(2) 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設等は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所は、自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応が図られないことが考えられる。

このため、印西地区消防組合は、危険物施設等の所有者・管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

(3) 事業継続計画の作成

各事業所は、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う事業継続計画（BCP）を作成し、事業継続マネジメント（BCM）の取組をするように努める。

4 防災訓練の充実

災害発生時における防災活動を円滑に実施するため、防災関係機関及び市民との協力体制を確立し、防災に関する適切な知識、技能の習得を図る必要がある。そこで、様々な状況を想定した各種防災訓練を実施する。

(1) 水防訓練

市は、水防実施計画書（印旛利根川水防事務組合）に基づく、水防活動の円滑な遂行を図るため、印旛地区水防管理団体連合会や国・県等が実施する水防訓練に参加する。

1) 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も効果のあがる時期を選んで実施する。

2) 実施地域

河川危険箇所等において実施する。

3) 方法

実施にあたり、河川管理者、消防機関、自主防災組織等の関係機関が緊密な連絡をとり実施する。

(2) 総合防災訓練

市は、防災関係機関、県等と連携して、市民、事業所等も参加する実践的な総合防災訓練を実施する。

(3) 個別訓練

地域防災計画、災害個別対策マニュアル等に基づいて、それぞれの部署で目的を定めて個別に訓練を行うものとする。

1) 市職員訓練

市職員は、災害対策本部の設置、職員の配備・動員及びその他の災害応急活動訓練（資機材等の操作の習熟等）を実施する。

2) 消防訓練

印西地区消防組合は、大規模火災に対応した必要な訓練を実施する。

3) 個別活動訓練

市は、学校、幼稚園、保育園で行う児童・生徒及び園児の避難訓練や各施設での消火訓練等、また市及び防災関係機関等との間で行う通信訓練等を実施する。

〈個別訓練の項目例〉

① 避難訓練

② 図上訓練（D I G）

③ 参集訓練

④ 通信訓練

⑤ 救助訓練 等

5 防災教育、広報の充実

災害による被害を最小限にとどめるためには、市民一人ひとりが災害についての正しい知識を身につけ、自らの判断のもとに的確な行動がとれるようにすることが必要である。

市及び関係機関は、地域全体（地域コミュニティ）の理解・協力のもと、幼少期からの防災教育、過去の災害教訓の伝承、自主防災活動への参加等を促進し、防災知識の普及と啓発に努める。広報資料の作成にあたっては、特に、要配慮者へ配慮し、わかりやすい資料の作成に努める。

〈防災教育内容や広報内容と手段〉

広報や防災教育の手段	対象	防災教育や市が広報する内容等の項目
広報紙 講演会 広報車 ビデオ 学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット等	地域住民 自主防災組織 町内会・自治会等 児童・生徒 市職員 事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域防災計画（防災対策）の概要 ・ 災害予防の概要 ・ 気象災害等（特に風水害）に関する一般知識 ・ 出火の防止及び初期消火の心得 ・ 風水害時の心得 ・ 避難路、避難所 ・ 避難方法及び避難時の心得 ・ 帰宅困難となった場合の心得 ・ 食料、救急用品等非常持出品の準備 ・ 学校施設等の防災対策 ・ 災害危険箇所 ・ ライフラインに関する一般知識 ・ 自主防災活動の実施 ・ 防災訓練の実施 ・ 発災した災害の情報及び市の対応 ・ 家族会議による家族間での連絡手段・安否確認方法の取り決めについて 他

6 ボランティア活動環境の整備

(1) 受入れ体制の整備

市は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう印西市社会福祉協議会等の関係団体と協議して必要な環境整備を行う。

(2) ボランティア組織への要請

市及び印西市社会福祉協議会は、迅速なボランティアの受入れ、活動の調整が機能するよう事前に市内ボランティア組織等へ協力を要請する。

(3) ボランティア意識の啓発

市及び印西市社会福祉協議会は、毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウム等の諸行事を通じ、ボランティア意識の啓発を図る。

また、市総合防災訓練等に市民とボランティア団体等の参加を求めることにより、ボランティア活動に対する啓発と連携を強化する。

(4) ボランティアリーダーの養成

市は、広報等を通して、県、日本赤十字社千葉県支部、印西市社会福祉協議会等が開催する研修会や講習会への参加を促し、ボランティアリーダーや市町村災害対策コーディネーターの養成を進める。

なお、県による災害対策コーディネーター養成講座の修了者は、県の災害対策コーディネーター名簿に登録され、市及び社会福祉協議会等へ提供される。

第2節 水害予防計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 水害対策の推進	総務部、都市建設部、環境経済部
2 迅速かつ円滑な避難体制等の整備	総務部、都市建設部
3 防災知識の普及	総務部、都市建設部、教育部

1 水害対策の推進

(1) 浸水予想区域の調査

市は、浸水しやすい区域を国、県の調査や水害実績等により把握する。

(2) 施設の整備

1) 下水道の整備

市は、市街地の浸水を防止するため、公共下水道（雨水）の整備を進める。

2) 雨水排水対策

市は、千葉ニュータウン等の宅地開発による雨水の流出量の増加を対処するため、調整池を設置するほか、貯留浸透施設の設置について県と連携して対策を推進する。

また、住民、建築主、建築関連事業者に雨水浸透施設及び雨水貯留施設の設置について、啓発活動を行う。

3) 河川改修

利根川及び手賀川については、国土交通省が整備を推進する。

(3) 農作物の水害予防対策

市は、農作物の水害予防対策について、土地基盤整備事業等を通じて施設の充実を図るほか、西印旛農業協同組合等を通じて、水害への対応等について普及や指導を行い被害の軽減を図る。

(4) 道路の災害防止

市は、市道における側溝等の雨水排水施設の設置、点検、補修等を行い、災害の予防及び拡大防止に留意する。

2 迅速かつ円滑な避難体制等の整備

(1) ハザードマップの公表

市は、水害の危険の認識と避難場所の周知を図るため、河川管理者等が公表した浸水想定区域等に基づき、水害の危険箇所、避難場所、情報の入手方法等を示したハザードマップを作成し公表するとともに避難体制等を整備する。

(2) タイムラインの策定

市は、台風接近等による洪水被害からの安全を確保するため、利根川下流河川事務所等の関係機関と連携して、タイムライン（事前行動計画）を策定する。

3 防災知識の普及

市は、ハザードマップや防災拠点施設の位置、水害時の心得等を、市のホームページや広報紙に掲載することにより周知を図るとともに、学校教育や社会教育の場で防災教育や防災教訓の伝承を行う。

第3節 土砂災害予防計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 土砂災害防止関係法令に基づく対策の推進	総務部、都市建設部、千葉県（印旛土木事務所）
2 警戒避難体制の整備	総務部、都市建設部、千葉県（印旛土木事務所）
3 防災知識の普及	総務部、都市建設部、教育部、千葉県（印旛土木事務所）

1 土砂災害防止関係法令に基づく対策の推進

(1) 土砂災害危険箇所の調査把握

1) 土砂災害危険箇所の調査把握

市は、県に協力して土砂災害危険箇所及び土砂災害の危険性がある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、土砂災害危険箇所の調査把握に努める。

2) 土砂災害危険箇所の公表

市は、土砂災害の危険性がある箇所を市地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙への掲載、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により周辺地域住民等に周知徹底を図る。

3) ハザードマップ等による警戒区域・土砂災害警戒情報等の周知

市は、ハザードマップ等による土砂災害警戒区域の位置や影響のある範囲を周知し、また、土砂災害警戒情報発表基準や千葉県土砂災害警戒情報システム等の活用についても周知する。

(2) 土砂災害警戒区域

県は、土砂災害のおそれのある区域「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」と、建物の損壊により大きな被害が生ずるおそれのある区域「土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）」を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する。

市は、土砂災害のおそれのある以上の区域において、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう、警戒避難体制の確立を図る。

〈土砂災害警戒区域の指定基準〉

急傾斜地の崩壊

- ① 傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域
- ② 急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域
- ③ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50メートルを超える場合は50メートル）以内の区域

(3) 急傾斜地崩壊対策

1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）」（昭和44年法律第57号）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、県が市の意見を聞き、地域住民の協力を得ながら「急傾斜地崩壊危険区域」として指定手続を行う。

〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

- ① 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- ② 急傾斜地の高さが5メートル以上のがけ
- ③ 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が5戸以上あるもの、または5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

2) 行為の制限

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図るとともに、「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等に基づき移転を促進する。

3) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の土地所有者・管理者及び被害を受けるおそれのある者等が崩壊防止工事を行うことが困難または不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次、法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

2 警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害危険箇所の点検

市は、土砂災害の発生が予測されるときは、随時防災パトロールを実施し、当該箇所での災害発生の兆候についての的確に把握する。

(2) 警戒・避難・救護等緊急体制に関する体制整備

市は、土砂災害の発生に対し、警戒、避難、救護等が円滑に実施できるよう、次のような措置により体制の強化を図る。

- ① 土砂災害危険箇所周辺地域の実情に即した警戒、避難誘導、救護の方法を市地域防災計画等により明確化し、市民への周知徹底を図るものとする。
- ② 個々の土砂災害危険箇所について、地域の実情に応じた避難場所及び避難路の確保、整備を図るものとする。
- ③ 災害時における指揮命令伝達体制、情報収集伝達体制及び職員の動員配備体制等の点検整備を図るものとする。
- ④ 自主防災組織の育成に努め、その組織を通じて災害に関する予警報や避難勧告の伝達、地区の情報収集、避難訓練等の防災活動を行うものとする。

3 防災知識の普及

市は、ハザードマップや防災拠点施設の位置、土砂災害が発生する場合の注意点や情報の入手先等を、市のホームページや広報紙に掲載することにより周知を図るとともに、学校教育や社会教育の場で防災教育や防災教訓の伝承を行う。

第4節 風害・^{ひょうがい}雹害予防計画

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 風害・ ^{ひょうがい} 雹害の予防	環境経済部、都市建設部、東日本電信電話株式会社、東京電力株式会社

1 風害・^{ひょうがい}雹害の予防

(1) 施設等の風害防止対策

市は、強風時における公共施設、住家、農耕地等の風による被害をなくすように指導する。

(2) 農作物等の風害・雹害（ひょうがい）防止対策

市は、農作物の風害・雹害（ひょうがい）防止については、西印旛農業協同組合等を通じて指導し被害の軽減を図る。

また、雹害（ひょうがい）については、発達した積乱雲に伴っておこることが多く、雷注意報や竜巻注意情報などの気象情報等に留意した被害の軽減措置と知識の普及を図る。

(3) 立木・街路樹対策

市は、植栽地の気象・立地条件等を考慮した樹種の選定を行う。

また、台風等に備えて、適時パトロールを実施し、支柱の見直し及び結束の点検等の対策を講じる。

(4) 電力施設の風害防止対策

東京電力株式会社は、送電線設備、配電線設備とも風圧加重について、「電気設備の技術基準」の各該当項目によるが、標準的には風速 40m/s の風圧に耐えるよう設計している。

また、樹木倒壊等による事故防止のため、平常時から剪定に努める。

(5) 通信施設の風害防止対策

東日本電信電話株式会社は、局外設備について、過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

局内設備は、風害時の停電による通信機器用電源の確保については、非常用発電装置等により実施する。

空中線は、無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気事業法技術基準または網構造物設計基準によるものとする。

第5節 雪害予防計画

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 雪害の予防	環境経済部、都市建設部、東日本電信電話株式会社、東京電力株式会社

1 雪害の予防

(1) 交通の確保

本市は、年間の降雪量が少ないことや、積雪により通行が途絶となることは、稀であるため予防施設は存在しない。

市は、降雪が予想される場合には、交通事故を防止するため、道路に砂や融雪剤等を散布するなどの体制を確保する。

(2) 農作物等の雪害防止対策

市は、農作物の雪害防止については、西印旛農業協同組合等を通じて常時指導し、被害の軽減を図る。

(3) 立木・街路樹雪害対策

市は、適時パトロールを実施し、剪定等の対策を講じる。

(4) 電力施設の雪害防止対策

東京電力株式会社は、送・配電線設備は、電線への着雪防止対策等を実施する。

(5) 通信施設の雪害防止対策

東日本電信電話株式会社は、風害防止対策に準じて通信線路設備、局内設備対策を実施する。

第6節 火災予防計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 出火防止	総務部、印西地区消防組合、印西市消防団
2 初期消火	総務部、印西地区消防組合、印西市消防団
3 延焼の拡大防止	総務部、印西地区消防組合、印西市消防団
4 建築物の不燃化	都市建設部
5 防災空間の整備・拡大	都市建設部
6 市街地の整備	都市建設部

1 出火防止

(1) 建築物等の出火防止

1) 一般家庭に対する指導

市及び印西地区消防組合は、災害に関する一般知識の広報活動や住宅防火診断の実施等により、防災性にすぐれた住環境づくりや出火防止と初期消火の重要性についての指導を推進する。

特に、自主防災組織及び町内会・自治会等の各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化、消火器具等の普及及び取扱い方について指導を行い、「身の安全を確保した後、火の始末、火が出たら消火」等の火災時の心得の普及及び徹底を図る。

2) 防火対象物の防火管理体制の確立

印西地区消防組合は、防火管理者選任義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者を選任し、小規模防火対象物についても、災害に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行えるよう指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

特に、ホテル及び高層建築物等火災時の危険性の高い建築物に対しては、指導の強化を図る。

また、複数の用途が混在し管理権限が分かれている雑居ビル等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるように指導するとともに、災害時には事業所の協同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるように指導する。

3) 予防査察の強化指導

印西地区消防組合は、消防法第4条及び第4条の2の規定による立入検査を強化し、消防対象物の用途に応じた計画的な査察等を実施し、消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努める。

4) 消防同意制度の活用

印西地区消防組合は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

5) 火災警報器等の設置

印西地区消防組合は、消防法第9条の2による住宅用火災警報器等の設置義務化に基づき、すべての住宅（寝室、階段等）に住宅用火災警報器または住宅用自動火災報知設備の設置及び維持・管理を指導する。

(2) 危険物製造所等の保安監督

危険物保安監督者は、消防法の規定に基づき、危険物等による災害発生時の自衛消防体制と活動要領について、作業者に対し必要な指示を与えること。

消防機関は、消防法の規制を受ける危険物製造所等の所有者・管理者に対し、自衛消防体制の確立や危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するように指導する。

また、消防法第16条の5の規定に基づく立入検査を実施し、必要な助言、指導を実施する。

火災予防条例の規定に基づく少量危険物・指定可燃物の貯蔵及び取扱の技術上の基準等についても同様に助言、指導を行う。

(3) 化学薬品等の出火防止

県及び市は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に行い、保管の適正化の指導を行う。

(4) 火災予防についての啓発

印西地区消防組合は、毎年3月1日から3月7日までの春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までの秋季火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため、市内各地で次のような啓発活動を実施する。

- 1) 火災予防運動を市民に周知させるため、火災予防運動期間中の消防機関による警鐘の打鐘の実施
- 2) 防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催
- 3) 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- 4) 商店街、学校、保育園、デパート等の消火・避難訓練

2 初期消火

市及び印西地区消防組合は、家庭及び職場での初期消火に備えるため、家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

また、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに自主防災組織の育成を指導する。

3 延焼の拡大防止

(1) 消防力の増強

1) 消防庁舎等の整備

印西地区消防組合は、災害拠点施設としての機能維持のため、消防庁舎等の適切な維持管理を実施する。

2) 消防資機材等の整備

印西地区消防組合は、消防車両、装備、資機材を、耐用年数に応じて更新するとともに、点検を行い必要に応じて修理・補充を行う。

また、市街地の拡大や人口の増加に対して、「消防力の整備指針」（総務省消防庁 平成26年10月31日）にあわせて整備を図る。

3) 消防職員の確保

印西地区消防組合は、「消防力の整備指針」にあわせて職員の確保に努める。

(2) 消防水利の整備

市は、水道施設の破損により消火栓が使用できないことがあるため、防火水槽の整備を進

めるとともに自然水利を活用できるように整備を行う。

(3) 救助・救急体制の整備

印西地区消防組合は、消防職員の専門知識・救助技術の向上、救急救命士等の資格取得など、隊員の教育訓練を実施するとともに、救助・救急用資機材の整備に努める。

また、千葉県医療情報システム等をもとに、医療機関との協力体制を確立する。

市民に対しては、救命講習等を実施し、災害事故における被害の軽減に努める。

(4) 消防団の強化

市は、消防団の強化・活性化を図るため、資機材等の装備の整備拡充を図るとともに、老朽化した器具庫の維持補修を行い、地域の防災機能の充実・強化を図るとともに各種訓練を実施し消防技術を身につける。

なお、消防団員確保のためには、次の点に留意する。

- ① 消防団に関する市民意識の高揚
- ② 処遇の改善
- ③ 消防団の施設・装備品の改善
- ④ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- ⑤ 機能別消防団員の採用の推進
- ⑥ 災害時における消防団員の安全確保体制の整備
- ⑦ 消防団員所属事業所への協力要請と消防団に関する広報活動
- ⑧ 消防団協力事業所制度による協力事業所の認定の推進

4 建築物の不燃化

市は、火災の延焼拡大を未然に防ぐため、地域の災害危険性に即し、都市計画法、建築基準法等法令に基づき、建築物の不燃化を図る。

(1) 防火地域・準防火地域の指定

市は、建築物が密集し多くの被害を生じるおそれのある地域においては、必要に応じ県と協議の上、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物または準耐火建築物の建築を促進する。

(2) 屋根不燃化区域の指定

本市は、防火・準防火地域以外の市街地における延焼を防止するため、建築基準法第22条により屋根不燃化区域に指定されている。同法に基づき、木造建築物の屋根及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(3) 都市防災不燃化促進事業

市は、大規模火災から市民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

5 防災空間の整備・拡大

(1) 緑地の保全

緑地は、火災の延焼防止や輻射熱から遮断する機能を有しているため、市は、良好な緑地の保全に努める。

(2) 都市公園の維持管理

都市公園は、災害時における火災の延焼防止、避難場所や救援活動の拠点として重要な役

割を担うことから、市は、都市公園としての維持管理に努める。

(3) 幹線道路の整備

道路は、災害時の緊急輸送のみならず火災の延焼防止機能を有している。そのため、市は、幹線道路となる広幅員の道路については、都市の構造、交通機能を防災上の観点からも検討し、必要性和効果の高い路線から整備を進めるものとする。

6 市街地の整備

道路の幅員が狭隘で老朽化した木造住宅が密集した地区は、建物倒壊や出火・延焼等の危険性が高い。市は、防災機能の確保と合理的な土地利用が図られた街区の形成に努める。

第7節 防災拠点等の施設整備計画

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防災拠点等の整備	総務部
2 住宅対策体制の整備	都市建設部

1 防災拠点等の整備

市は、災害の発生に備え、次のような防災拠点等の整備を行う。

- (1) 基幹備蓄倉庫あるいは備蓄資機材の配送拠点の整備
- (2) 分散している備蓄倉庫の在庫管理システムの整備
- (3) 学校の余裕教室の有効活用等、防災拠点の整備と機能の強化
- (4) 防災井戸等の整備、応急給水設備の整備、給水資機材の備蓄（給水袋、給水タンク等）
- (5) 他市町村からの支援を受ける体制の強化と、支援の拠点となる施設の確保
- (6) 情報伝達機器、支援機器の整備
- (7) 「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」に基づく広域防災拠点（牧の原公園）の指定に伴う県との連携

2 住宅対策体制の整備

- (1) 応急仮設住宅の建設候補地の選定

市は、都市公園、公共空地等から、応急仮設住宅が建設可能な候補地を事前に選定する。選定にあたっては、20戸以上の建設が可能であることとする。

- (2) 宅地危険度判定体制の整備

市は、県及び建築関係団体等と協力して、宅地危険度判定体制の整備や普及に努め、県が主催する講習会や応急危険度判定士の認定登録に協力するなど、支援体制の整備を図る

第8節 避難体制整備計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 避難場所の整備	総務部
2 避難路の確保	総務部、都市建設部
3 避難体制の周知	総務部
4 ペット対策	環境経済部

1 避難場所の整備

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

市は、火災の延焼拡大等や余震による二次災害から市民の身の安全を確保するため、公共施設等を災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所として指定する。

また、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 平成21年10月）の指定基準を参考に、一時的な居住場所を必要とする避難者を収容する市内公共施設を災害対策基本法に基づく指定避難所として指定する。

市指定の避難場所は、次の4種類とする。

〈避難場所の種類〉

名称	機能	指定場所	位置付け
広域避難場所	市街地における大規模火災が発生した場合に、輻射熱や煙から身を守り生命の安全を確保するため、一時的に避難する場所	公園、公共空地等	指定緊急避難場所
指定避難所	住家の全半壊、焼失、浸水により住居を失った者または居住が困難な被災者のうち、避難を必要とする者を一時収容し、保護するための場所	学校等	指定避難所
特別避難所	要配慮者を収容する福祉避難所	公民館、コミュニティセンター等	指定避難所
	土砂災害警戒区域付近の市民が一時避難するための避難所		指定緊急避難場所
一時避難場所※	災害時の危険を回避するため、一時的に避難する避難場所	近隣公園以上の規模を有する公園	指定緊急避難場所

※自主防災組織及び町内会・自治会等は、地区の身近な公園や空地进行を一時避難場所としてあらかじめ定めるものとする。

(2) 避難施設の整備

市は、避難所に指定した建物については、「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」（千葉県）により、次のような設備を整備する。

- 1) 避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保する。
- 2) 避難所に指定した建物については、避難生活の環境を良好に保つため、必要に応じ換気、照明及び防災井戸等の設備を整備する。

また、最低限のエネルギーを供給できるよう、電源や熱源の多重化に努める。

- 3) 応急救護所、通信機器等の施設・設備を整備する。
- 4) 備蓄倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。

- 食料 ○飲料水 ○非常用電源 ○救急セット
- 炊出し用具 ○毛布 ○仮設トイレ ○照明 ○給水用機器等

5) 要配慮者や避難生活により支援が必要となった者のうち、一般的な避難所での避難生活が困難な者の避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備や避難時の介助員の配置等について検討する。

6) 被災者、特に女性のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

(3) 避難所運営方針

市は、本来の施設管理者の監督のもと、自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所運営マニュアル」により実施する。

2 避難路の確保

市は、災害時において避難場所に市民が安全に避難できるよう避難路等の安全確認及び安全対策の促進を図る。

3 避難体制の周知

(1) 広報活動

市は、広報紙、防災マップ、各種の広報手段を活用し、市民、学校、事業所等に対し避難場所及び避難時の留意事項等について周知する。

(2) 避難場所標識の設置

市は、指定緊急避難場所及び指定避難所を明示し、避難誘導を円滑に行うため、案内標識、誘導標識を設置する。

4 ペット対策

ペットについては、避難所への持ち込み希望が強い場合、各避難所において、場所や設備の確保、飼育管理ルール作成など、受入れ前の準備が必要となる。

これに対し、ペットの受入れは避難所の大きさや避難者の数、避難者の状況などにより受入れできる場合とできない場合があるため、市は、事前に受入れできる避難所の選定や条件について確認しておくとともに、自主防災組織及び町内会・自治会等と協議してペットの受入れについて災害前に合意形成を図る。また、災害時におけるペット対策の方向性と対応の仕方を共有できるよう、「ペット対策マニュアル」を作成する。

第9節 通信施設整備計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 災害通信網の整備	総務部
2 非常通信体制の強化	総務部、防災関係機関
3 その他通信手段の確保	総務部、防災関係機関

1 災害通信網の整備

市は、災害に対処するため、情報収集、広報活動が迅速かつ的確に行われるよう、保有する市防災行政無線を中心に、国・県、指定地方行政機関及び公共的団体等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保するとともに、確実に情報が伝わるか否かを確認しておく。

(1) 有線の整備

災害時に一般電話が輻輳し通話不能であっても、優先的に通話が確保される「災害時優先電話」が市役所、消防、市関係施設に設置されており、災害時の通信連絡に有効に活用できるように、「災害時優先電話」の設置箇所を普段から確認しておく。

(2) 市防災行政無線の整備

全国瞬時警報システム（Jアラート）、同報系無線（親局、子局、戸別受信機）、移動系無線（基地局、陸上移動局〔車携帯型、携帯型、半固定型〕）の整備及び維持管理に努める。

(3) 緊急情報発信システム（防災メール）登録の促進

市から発信する災害情報等については、より多くの市民に伝達されるよう、防災メールの登録促進を図る。

(4) 通信機器の維持管理・耐震化

既設の通信機器及び機材が常に活用できるように、定期的に点検整備を行い、耐用年数を考慮して機器の更新に努める。

また、定期的な通信訓練、研修を実施することにより、防災関係機関との協力体制づくりと無線局の適正な運用を図るものとする。

(5) 非常用電源確保

災害時の停電に備え、通信機器が使用できるよう、発電機等を整備し電源の確保を図る。

2 非常通信体制の強化

市、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設または一般加入電話等が使用できないとき、または使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

3 その他通信手段の確保

(1) CATVの活用

市は、CATVを活用し、災害時に必要な情報を発信できるよう連携に努める。

(2) アマチュア無線局の活用

市は、非常時に有線通信の途絶が予想されるので、アマチュア無線局の活用について市内利用者との連携に努める。

(3) その他通信網の整備

市は、災害情報を一元的に管理し、ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、防災メール、SNS、CATV、災害情報共有システム（Lアラート）等の多様なメディアを活用し、市防災行政無線を補完し、より確実に災害情報等を市民に伝達する体制を整備する。

(4) 長期停電時を考慮した情報伝達手段の確保

市は、停電が長期にわたった場合等を考慮し、災害による長期停電時あるいは計画停電時における情報伝達手段を検討し、非常用電源の確保や、伝令や回覧など、電気がなくとも使用できる代替伝達の整備等に努める。

第10節 要配慮者対策計画

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 在宅要配慮者に対する対応	総務部、健康福祉部、印西市社会福祉協議会
2 福祉施設における防災対策	総務部、健康福祉部
3 外国人に対する対策	総務部、企画財政部

1 在宅要配慮者に対する対応

(1) 避難行動要支援者情報の共有

市は、「印西市災害時等要援護者避難支援計画」（平成23年3月）に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時等だけではなく、日ごろからの見守りを含め、可能な限りの情報伝達、安否確認を含めて行う体制を構築する。

1) 避難支援等関係者の範囲

自主防災組織、町内会・自治会等、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等により構成される地域支援組織（以下「地域支援組織」という。）とする。

2) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、次のいずれかに該当するものであって、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難な者とする。

① 65歳以上の高齢者のみの世帯（日中に高齢者のみとなる世帯を含む。）

② 要介護認定者及び要支援認定者

介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会の認定を受けている者

③ 障がい者

・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

・療育手帳の交付を受けている者

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

④ その他

上記の他に外国人、妊産婦、乳幼児等

3) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

次に掲げる通常業務等を通じて情報を把握する。

① ひとり暮らしの高齢者世帯などの情報に関しては、住民基本台帳担当部局と連携し住民基本台帳の活用等により把握する。

② 障がい者の情報に関しては、各種障害者手帳台帳における情報、障害程度区分情報等により把握する。

③ 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。

④ 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、その他の社会福祉事業者、福祉団体などからの情報収集により把握する。

⑤ 災害時の避難支援を希望し、支援者に個人情報を開示することに同意して提出した印西

市災害時等要援護者避難支援登録申請書により把握する。

4) 名簿の提供、更新

名簿は、市の関係部署のほか、地域支援組織及び要支援者本人が同意した者に配付する。その際には、情報管理者を定め覚書等により守秘義務を確保する。

また、印西地区消防組合緊急時要援護者登録制度と連携するため、印西地区消防組合に名簿情報を提供する。

名簿情報は、定期的に更新する。

5) 名簿情報の提供における情報漏えい防止措置

市及び消防組合の職員、地域支援組織（以下「個人情報取扱者」という。）に対し、印西市個人情報保護条例第10条第2項及び第4項の規定に基づき、次の事項を遵守するよう徹底する。

- ① 計画に定めた者以外の者に見せ、または伝達しないこと。
- ② 計画に定めた場合のほか、写しを作成しないこと。
- ③ 紙媒体により管理すること。（市が管理する場合を除く。）
- ④ 個人情報を含む紙媒体は、原則、施錠可能な場所に保管すること。
- ⑤ 市が電子媒体により管理する場合は、暗号化等のセキュリティ対策を講じること。
- ⑥ 市長は、情報の更新、災害応急対策の完了等によって不要となった個人情報を、市長以外の者が保有するものは返納させ、確実に速やかに廃棄し、または消去すること。

なお、地域支援組織に避難行動要支援者の個人情報を提供するにあたり、使用目的（災害時、日ごろの見守り）以外で使用しない旨の覚書を結び、その情報管理に万全の注意を払うものとする。

6) 避難行動要支援者が円滑に避難できるための情報伝達の配慮

情報伝達は、市から地域支援組織等の代表者を通じて避難行動要支援者及び避難支援者へ直接伝達する。なお、障がいの状況に応じて、次の手段についても活用する。

- ① 聴覚障がい者：緊急情報発信システム（防災メール）、インターネット（ホームページ、SNS等）、テレビ放送（CATV、地上波デジタル放送等）
- ② 視覚障がい者：受信メールを読み上げる携帯電話、テレビ放送、ラジオ放送
- ③ 肢体不自由者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話等

7) 避難支援等関係者の安全措置

避難支援者の安全を確保するため、地域支援組織等の関係者等が話し合って支援ルールを定め、支援できない可能性もあること等を避難行動要支援者等に理解してもらうように努める。

(2) 支援体制の整備

市は、「印西市災害時等要援護者避難支援計画」に基づき、避難行動要支援者に対する避難支援個別計画を作成し、地域支援組織等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援する体制を確立する。

(3) 防災設備等の整備

市及び印西地区消防組合は、一人暮らしや、寝たきり高齢者・障がい者等の安全を確保するための緊急通報システム及び聴覚障がい者等への災害情報の伝達を確実にを行うための文字放送受信装置、電光掲示板等の普及に努める。

また、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

(4) 避難施設等の整備・拡充

市は、要配慮者や避難生活により支援が必要となった者のうち、一般的な避難所での避難生活が困難な者に備えて、デイサービスセンター及び小規模多機能型居宅介護支援事業所等の老人福祉施設や障がい者支援施設等と協議し、福祉避難所指定の協定締結を結ぶ等、福祉避難所整備の促進を図る。

また、市が管理する福祉施設等を福祉避難所として指定する際には、「災害時における避難所運営の手引き」(千葉県)に基づき、要配慮者が避難生活を送るために必要となる資機材等の避難施設等への配備、避難所への手話通訳及び介護ボランティア等の派遣ができるよう印西市社会福祉協議会等との連携など要配慮者に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

- 1) トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者用備品
- 2) 児童遊具、ミルク、ほ乳びん等の乳幼児用備品及び授乳に配慮するための設備

また、避難所への手話通訳、介護ボランティア等の派遣ができるよう印西市社会福祉協議会等との連携に努める。

(5) 防災知識の普及、防災訓練の実施

市は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布するなど、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を深められるよう努める。

(6) 在宅難病患者等の準備

市は、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

2 福祉施設における防災対策

福祉施設に通所あるいは入所する者の安全を確保するとともに、民間福祉施設に対しても、以下の対策を講じるよう周知する。

(1) 施設の安全対策

施設管理者は、施設の耐震化等、災害に対する安全性の向上に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用の自家発電機等の防災設備の整備に努めるなど、食事制限者や透析患者等に配慮する。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、消防署の指導等を受け、防火管理者等を中心として防災組織を整え、職員の任務分担、動員網、緊急連絡体制等を明確にしておく。

また、日頃から近隣住民や自主防災組織などの地域支援組織とのつながりを深め、入通所者の実態等に応じた支援・協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 施設の防災計画の作成

施設管理者は、災害時における業務の内容と従事職員の役割分担を整備し、施設の保全対策や入通所者の避難対策等を明確にした施設の防災計画を作成するものとする。

また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、水防法に基づく避難確保計画の作成、訓練、自衛水防組織の設置に努め、自衛水防組織を設置した場合は市長に報告する。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、職員や入通所者に対し、災害に関する知識や災害時にとるべき行動について、理解や関心を高めるための実践的な教育と防災訓練を定期的に行う。

3 外国人に対する対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人を「要配慮者」と位置づけ、多言語による広報の充実、避難場所等の標識の多言語化、外国人を含めた防災訓練・防災教育を実施する。

また、通訳派遣等に関し、ボランティア団体との連携強化に努める。

(1) ニーズ把握、普及啓発等

平常時から、市内に居住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。

また、外国人に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、外国人が転入等の手続きを行う際や、ホームページ等の広報媒体を活用して、日ごろから外国人への防災知識の普及啓発や、避難所及び避難経路の周知徹底を図る。

(2) 外国人に分かりやすい表示の推進

避難所、避難標識等の災害に関する表示板を、外国人に分かりやすく記載、表示する。

(3) 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に居住する外国人の参加を促進するとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかけるなど、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

また、日ごろから県、国際交流関係団体、ボランティア等と協働して災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。

(4) 訪日外国人旅行者の安全確保

市は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」（平成26年10月、観光庁）等に基づき、訪日外国人旅行者の安全確保の方策について検討する。

第11節 備蓄・物流計画

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 食料・飲料水等の備蓄	総務部
2 応急医療体制の整備	健康福祉部、公益社団法人印旛市郡医師会、公益社団法人千葉県印旛郡市歯科医師会、一般社団法人印旛郡市薬剤師会、公益社団法人柔道整復会
3 緊急輸送体制の整備	総務部

1 食料・飲料水等の備蓄

(1) 食料・飲料水等の備蓄

市は、災害により住家を失った市民に対し、飲料水、食料、生活必需品等を供給するため、県の備蓄供給体制や周辺市町村及び災害協定事業者と連携しながら供給支援できるように、次の方針に基づき体制の整備を図る。

1) 市民の備蓄

3日分以上（できれば7日分以上）の飲料水、食料、生活必需品を家庭内で備蓄する。特に、要配慮者や食物アレルギーの家族がいる家庭では、紙おむつ、医薬品、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料品等の備蓄に努める。

また、高層ビル等のようにエレベーター等を使用する施設では、各階での備蓄等も検討する。

2) 事業所の備蓄

従業員等の3日分以上の水・食料・仮設トイレ等を備蓄し、事業所において自立できる体制整備を図る。

3) 集客施設等

宿泊者、入院者、入所者、来客者等が多数集まる施設は、可能な限り自らの責任において滞在者の救援救護活動を行うよう努める。

4) 市の備蓄

市の備蓄の対象人口は、39,205人（地震発生1日後の最大避難者：「印西市直下の地震」）を基準とし、最低1日分の食料と3日分の生活必需品の備蓄に努める。特に、要配慮者や女性の避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。

また、備蓄物資の性格に応じ、集中備蓄または、避難所の位置等を勘案した分散備蓄にも配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなどの体制の整備に努める。

(2) 食料、物資等の確保体制の整備

1) 民間業者等との協定締結

市が整備保有できる備蓄品については限りがあるため、市は、民間事業者等との物資調達に関する協定締結により、食料・生活必需品等の物資を確保できるようにする。

2) 県との情報共有化

県は、市町村の備蓄を補完し、災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターをはじめ県内11箇所分散して備蓄している。

市は、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により備蓄情報を共有

化し、県の備蓄等の活用を図るとともに、物資の調達、運用、搬送等に関する体制を整備する。

3) 拠点施設の整備

市は、小・中学校・高等学校または隣接地、指定避難所等に防災備蓄倉庫、防災井戸等の応急給水設備の整備を進め、防災拠点としての機能充実を図る。

2 応急医療体制の整備

(1) 応急医療体制の整備

市は、医師会、医療機関と協力して、多数の傷病者が発生した場合の医療体制について、計画を作成し、設備等の整備を図る。

1) 医療救護班の編成、派遣基準、派遣方法等についての計画作成

2) 医療救護所の指定確保、設備の整備

3) 地域災害医療対策会議の設置等、医療機関等との協力体制の確立

(2) 後方医療体制の整備

市は、災害時における拠点となる医療機関を指定するとともに、救急車、ヘリコプターによる搬送等を利用した搬送体制の確保について関係機関と協議を行う。

(3) 医薬品等の確保体制の整備

市は、災害時に緊急的に必要となる医薬品・医療用資機材、防疫用資器材、薬剤の備蓄を図る。

また、薬剤師会や医薬品関連業者との協力体制を確立し、災害時における円滑な医薬品等の確保を図る。

3 緊急輸送体制の整備

(1) 緊急輸送道路の選定

市は、県の指定する緊急輸送道路を補完し、避難場所、医療機関、主要公共施設を結ぶ道路を選定し、その整備推進を図る。

(2) 交通の確保体制の整備

市は、緊急輸送道路等における障害物の除去等の応急復旧に必要な人材や資機材を確保するために、建設事業者等と協定を締結するなどの協力体制を整備する。

(3) 輸送手段の確保

1) 陸上輸送

市は、災害時の緊急輸送が円滑に行えるよう運送事業者等との協定を締結する。

また、市有車両の配備計画を事前に作成し、緊急通行車両の事前届け出手続きを行うとともに、ガソリン等の燃料確保体制を整備する。

2) 航空輸送

市は、災害時にヘリコプターの離着陸が可能な施設を把握する。

特に、使用の際に混乱が予想される臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し、所要の措置を講じる。

第12節 帰宅困難者等対策

【計画の体系・担当】

項目	担当
1 帰宅困難者等	総務部、企画財政部
2 一斉帰宅の抑制	総務部、企画財政部
3 帰宅困難者の安全確保計画	総務部、企画財政部、環境経済部
4 帰宅支援対策	総務部、企画財政部、環境経済部
5 関係機関と連携した取組み	総務部、企画財政部、環境経済部

1 帰宅困難者等

帰宅困難者の定義は、風水害の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

2 一斉帰宅の抑制

市は、「災害時にむやみに移動を開始しない」という基本原則、災害時の安否確認手段等について、リーフレットやホームページ等で普及啓発を行う。

また、企業・学校・事業者に対し、従業員、児童・生徒等を安全に待機させるための施設の安全対策、安否確認手段の確保、食料、飲料水、毛布の備蓄等を要請する。

3 帰宅困難者の安全確保計画

(1) 一時滞在施設の確保と周知

市は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

市は、大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、あらかじめ駅周辺帰宅困難者等対策協議会などにおいて大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、災害の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

市は、企業、学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒等の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策

(1) 帰宅支援対象道路の周知

市は、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において選定した帰宅支援対象道路や首都直下地震帰宅困難者等対策協議会における支援方策等の検討結果をふまえ、周辺市や県と連携して周知を図る。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

県は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、市内で店舗を営業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションを確保している。

市は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、市のホームページや広報紙などを活用した広報を実施する。

(3) 搬送手段の確保

市は、要配慮者等の特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を関係機関と行い、搬送手段を確保するよう努める。

5 関係機関と連携した取組み

市は、災害時に交通が途絶した場合に、従業員、児童・生徒、来客者等が帰宅困難者となるおそれのある企業、学校、大規模集客施設等の施設の管理者に対し、帰宅困難者対策を検討するように要請する。

また、駅等交通機関の管理者や県と連携し帰宅困難者の発生時における支援・対策方法について事前に検討しておく。

県と連携し、帰宅困難者が多く発生することが予想される駅周辺地区に対し、協議会設立を積極的に働きかける。

事業所は、従業員の一斉帰宅の抑制や、従業員との連絡手段の確保等、帰宅困難者対策を検討しておくものとする。

第13節 調査研究計画

【計画の体系・担当】

項 目	担 当
1 防災計画にかかわる情報交換	総務部
2 防災に関する文献・資料の収集・整理	総務部
3 専門的調査・研究の実施	総務部

1 防災計画にかかわる情報交換

市は、国、都道府県、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関における防災計画にかかわる情報については、互いに情報を交換する。

2 防災に関する文献・資料の収集・整理

市は、防災に関する学術刊行物、学会等の刊行物、一般刊行物等について、今後も継続して随時収集・整理に努める。

3 専門的調査・研究の実施

市は、本市の社会状況の変化、国の防災方針や風水害に関する研究の進展に応じて、専門的調査・研究を実施するよう努める。